

第 1 問 答 案 用 紙 < 1 > (租 税 法)

問題 1

問 1

取引①について，法人税の納税義務を負う者はA社である。また，その場合の益金の額に算入される金額は， 7,000万円から 3,000万円を控除した 4,000万円である（法人税法第61条の13第2項）。

問 2

取引②について，B社の平成26事業年度の法人税の確定申告上，2,000万円の贈与は，寄附金として取り扱われるべきである（法人税法第37条第7項）。また，B社とC社との間には，完全支配関係があるため，この2,000万円は全額が損金の額に算入されない（法人税法第37条第2項）。

問 3

取引③について，Pの平成26年分の所得税の確定申告上，乙土地の贈与は，長期譲渡所得として取り扱われるべきである（所得税法第33条第3項第2号）。また，その場合の総収入金額は，その時の時価 6,000万円であり（所得税法第59条第1項第1号），取得費は，Pの父親であるQが購入した時の時価 3,000万円である（所得税法第60条第1項第1号）。

問 4

A社の保有する特許は，日本国で登録されたものである。したがって，取引④について，A社がD社から受領した5億円の特許使用料は，A社において，日本の消費税の課税対象となる（消費税法第2条第1項第8号，第4条第1項，同第3項）。ただし，D社は，外国法人に該当するため，この5億円は消費税が免除される（消費税法第7条第1項）。

第 1 問 答 案 用 紙 < 2 > (租 税 法)

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	○	法人税法第39条の2
②	○	消費税法第6条第1項
③	×	当該取引は資産の譲渡等に該当するため，受領した対価は消費税が課され
		る（消費税法第2条第1項第8号，第4条第1項）。
④	×	当該土地の時価 4,000万円について，B社の資本金等の額のうち，その交
		付の起因となったB社株式の保有割合を超える部分の金額は，配当等として
		取り扱われる（法人税法第24条第1項第3号）。
⑤	×	居住者Pの親族であるQは，平成26年における合計所得金額が38万円以下
		であり（所得税法第2条第1項第34号），年齢も16歳以上であるため，控除
		対象扶養親族となる（所得税法第2条第1項第34号の2）。

【解答への道】

I 合格ライン

第1問の問題1, 2共に法人税法, 所得税法及び消費税法の理論問題である。問題1の問4及び問題2の①, ③は、難易度の高い出題であった。それ以外の箇所をどれだけしっかり書けたか、が勝負の分かれ目であろう。

制限時間等を加味して、第1問の合格ラインは5割程度であろう。

II 答練との対応関係

問題1	応用答練	第1回	第1問	問題2
	応用答練	第2回	第1問	問題2
	公開模試	第2回	第1問	問題2
	理論補強答練	第1回	問題2	
	理論補強答練	第2回	問題2	

問題2	応用答練	第2回	第1問	問題1
	公開模試	第1回	問題2	

問題 1

問 1

グループ法人税制からの出題である。平成25事業年度において，A社のB社に対する土地の売却から生じた譲渡益 4,000万円に相当する金額は，A社の損金の額に算入される。続いて，平成26事業年度において，B社はこの土地を売却しているため，当該 4,000万円に相当する金額が，A社の益金の額に算入される。

問 2

問 1 と同様，グループ法人税制からの出題である。グループ内の寄附金の額は，損金算入限度額の計算が行われず，その全額が損金不算入とされる。

問 3

法人に対する無償による資産の移転があった場合には，個人の保有期間中の値上益の清算をするために，時価による「みなし譲渡」課税が行われる。また，Pは，父Qより相続により土地を取得しているため，父の取得価額，取得時期を引き継ぐことになる。

問 4

A社の保有する本件特許は，日本国で登録されたものである。一方，その特許を使用しているのは外国法人たるD社である。したがって，そもそも本件 5 億円の特許権使用料が国内取引に該当するか否かが問題となる。この点，特許権は登録をした機関の所在地により判定されるため，国内取引に該当することになる。ただし，D社は，外国法人であるため，この 5 億円は輸出取引として消費税が免除される。

なお，D社が日本国内に支店等を有し，国内において特許使用に係る便益を直接享受している場合には，本件 5 億円は輸出免税に該当しない。

問題 2

問い

①について

法人税法第23条の2第1項（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）に規定する外国子会社から受ける同項に規定する剰余金の配当等の額につき，同項の規定の適用を受ける場合には，当該剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額は，その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上，損金の額に算入しない（法人税法第39条の2 一部抜粋）。

②について

国内において行われる資産の譲渡等のうち，別表第1に掲げるものには，消費税を課さない（消費税法第6条第1項）。A社がB社に対して貸し付けた土地は東京都所在であることから，国内において行われる資産の譲渡等に該当し，かつ，土地を貸し付ける行為は別表第1に掲げられているため，本間における取引には消費税が課されない。

③について

法律で禁止されている取引であっても，通常取引と同様に取引の分類を行うこととなる。

④について

解答参照

⑤について

居住者Pから受けた現金 500万円の贈与は，所得税法上，非課税となるため（所得税法第9条第1項第16号），合計所得金額の計算には含まれないこととなる。

第 2 問 答 案 用 紙< 1 >

(租 税 法)

問題 1

問 1

(単位：円)

当期純利益の額

713,316,675

	加算すべき金額	減算すべき金額
(受取利息及び配当金等について)		
受取配当等の益金不算入額		
完全子法人株式等	， ，	1,500,000
関係法人株式等	， ，	1,816,985
完全子法人株式等及び 関係法人株式等以外の株式等	， ，	，816,985
(減価償却について)		
自動車 a	， ，	，53,025
通信設備 b	，451,200	， ，
テーブル c	， ，0	， ，
椅子 d	，210,000	， ，
パソコン e	1,000,000	， ，
(繰延資産について)		
公共的施設負担金	，640,000	， ，
(交際費等について)		
接待飲食費に係るもの(注)	9,500,000	， ，
(注) 控除対象外消費税額等を含まない金額		

第 2 問 答 案 用 紙< 2 >

(租 税 法)

	加算すべき金額	減算すべき金額
接待飲食費以外に係るもの(注) (注)控除対象外消費税額等を含まない金額	4,100,000	, ,
控除対象外消費税額等に係るもの	, 40,000	, ,
(租税公課等について)		
前期未払法人税等取崩額	, ,	47,400,000
中間申告法人税等	150,750,000	, ,
当期末払法人税等増加額	237,000,000	, ,
法人税等調整額	, ,	8,000,000
法人税額から控除する源泉徴収 所得税・復興特別所得税	1,786,750	, ,
特別徴収道府県民税利子割	, 125,000	, ,
利子税・延滞金	, , 0	, ,
控除対象外消費税額等(注) (注)交際費等に係る控除対象外消費税額等を除く	, , 0	, ,
(退職給付引当金について)		
退職給付引当金の繰入	44,000,000	, ,
退職給付引当金の取り崩し	, ,	31,000,000
(その他申告調整)		

第 2 問 答 案 用 紙< 3 >

(租 税 法)

(法人税額の計算)

所得金額	1, 100, 000, 000
法人税額	280, 500, 000
雇用者給与等 増加特別控除額	3, 000, 000
所得税額控除額及び 復興特別所得税額控除額	1, 786, 750
中間申告法人税額	123, 750, 000
納付すべき法人税額	151, 963, 200

(百円未満切り捨て)

問 2

	加算すべき金額	(単位：円) 減算すべき金額
1. 資産除去債務について		
減価償却費について	, 20, 000	, ,
支払利息について	, 4, 000	, ,
2. 外貨建取引等について		
商品に係る期末評価	, , 0	, ,
買掛金に係る為替差損益	, , 0	, ,
長期貸付金に係る為替差損益	, 500, 000	, ,

第 2 問 答 案 用 紙 < 4 >
(租 税 法)

問題 2

問 1

(単位：円)

(1) 給与所得の金額	11, 220, 000
(2) 一時所得の金額	, 700, 000
(3) 雑所得の金額	, 550, 000
(4) 分離課税の長期譲渡所得の金額	8, 000, 000

問 2

(単位：円)

(1) 所得金額の計算		
① 総所得金額		11, 330, 000
② 株式等に係る譲渡所得等の金額 (配当所得の申告分離課税を選択する場合は損益通算後の 金額とし，損失の場合は金額の前に△を付すこと)		△ , 400, 000
(2) 所得控除額の計算		
① 医療費控除	, 260, 000	
② 配偶者控除，配偶者特別控除	, , 0	
③ 扶養控除	, 760, 000	
④ 基礎控除その他の所得控除	805, 000	
所得控除合計		XXX, XXX, XXX
(3) 課税総所得金額		9, 505, 000 (千円未満切り捨て)
(4) 課税総所得金額に対する所得税額		1, 600, 650
(5) 配当控除		, , 0
(6) 所得税額 (基準所得税額)		XXX, XXX, XXX
(7) 復興特別所得税額 (基準所得税額の2.1%)		, 33, 613 (円未満切り捨て)

第 2 問 答 案 用 紙< 5 > (租 税 法)

問題 3

(単位：円)

問 1

- | | |
|--|--------------------------------|
| 1. 課税資産（機械装置）の譲渡の対価の額（税抜き） | , 100, 000 |
| 2. 課税売上割合の計算 | |
| (1) 課税売上額 | 3, 054, 500, 000 |
| (2) 免税売上額 | XXX, XXX, XXX |
| (3) 非課税売上額（有価証券等の譲渡対価の額の特例適用後） | , 4, 122, 250 |
| (4) 課税売上割合の計算式の分子の額 | XXX, XXX, XXX |
| (5) 課税売上割合の計算式の分母の額 | 3, 533, 622, 250 |
| 3. 課税仕入れ等に係る消費税額（課税貨物につき課された消費税額を含む。以下同じ）の計算 | |
| (1) 課税仕入れ等に係る消費税額 | XXX, XXX, XXX |
| (2) (1)のうち課税資産の譲渡等のみに要するもの | , 138, 266, 100 |
| (3) (1)のうちその他の資産の譲渡等のみに要するもの | , , 12, 600 |
| (4) (1)のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの | , 2, 066, 400 |
| 4. 課税標準額及び課税標準額に対する消費税額の計算 | |
| (1) 課税標準額
（返品・値引等については，課税資産の譲渡等の金額から当該返品・値引等の額を控除する経理処理はしていない。） | 3, 055, 100, 000
(千円未満切り捨て) |
| (2) 課税標準額に対する消費税額 | , 192, 471, 300 |
| 5. 納付すべき消費税額の計算 | |
| (1) 控除対象仕入税額 | , 140, 125, 860 |
| (2) 返還等対価に係る税額 | , , 37, 800 |
| (3) 納付すべき消費税額 | , 52, 307, 600
(百円未満切り捨て) |

第 2 問 答 案 用 紙 < 6 >
(租 税 法)

問 2

- | | |
|----------------------|---------------------------------------|
| 1. 課税売上割合 | <div>98.00</div> % |
| 2. 消費税率 4 %適用分の差引税額 | <div>, 1,604,400</div> 円
(円未満切り捨て) |
| 3. 消費税率 6.3%適用分の差引税額 | <div>, 7,723,800</div> 円
(円未満切り捨て) |

【解答への道】

I 合格ライン

全体としての分量は，制限時間との兼ね合いではやや多めであり，すべて解ききるのは難しいであろう。そういった分量の問題も考慮した上で，配点箇所60箇所のうち5割程度を正答できていれば，合格ラインといえるであろう。

II 答練との対応関係

問題 1

基礎答練	第1回	第2問	問題1，2
基礎答練	第2回	第2問	問題1
基礎答練	第3回	第2問	問題1
応用答練	第1回	第2問	問題1
応用答練	第2回	第2問	問題1
直前答練	第3回	第2問	問題1
全国模試	第1回	第2問	問題1
全国模試	第2回	第2問	問題1
アクセス	第1回		
アクセス	第5回		
アクセス	第6回		
アクセス	第8回		

問題 2

基礎答練	第1回	第1問	問題1
基礎答練	第2回	第1問	問題1
基礎答練	第3回	第1問	問題1
直前答練	第1回	第2問	問題2
直前答練	第2回	第2問	問題2
直前答練	第3回	第2問	問題2
全国模試	第1回	第2問	問題2
全国模試	第2回	第2問	問題2
アクセス	第3回		
アクセス	第7回		
アクセス	第11回		

問題 3

基礎答練 第1回 第1問 問題2
基礎答練 第2回 第1問 問題2
基礎答練 第3回 第1問 問題2
応用答練 第1回 第2問 問題2
応用答練 第2回 第2問 問題2
直前答練 第2回 第2問 問題3
直前答練 第3回 第2問 問題3
全国模試 第1回 第2問 問題3
全国模試 第2回 第2問 問題3
アクセス 第4回
アクセス 第8回
アクセス 第11回

問題 1

問 1

1. 受取利息及び配当金等について

- (1) A株式及びD証券投資信託は、その他の株式等に該当する。なお、D証券投資信託は特定外貨建等証券投資信託以外の外貨建等証券投資信託であるため、収入金額の4分の1が益金不算入の対象となる点に留意すること。
- (2) 控除負債利子の計算における支払利子は、借入金利子の他、受取手形の割引料、社債の発行等による金銭債務に係る収入金額がその債務額に満たない場合におけるその満たない部分の金額、その他経済的性質が利子に準ずるものを含む。また、期間対応であるため、未払利子を含み、前払利子を除く。

ただし、次に掲げるものは含まれない。

- ① 利子税又は延滞金（納期限延長に係るもの）
- ② 割賦購入資産の取得価額に含めた割賦利子
- ③ 売上割引料

なお、退職給付費用に含まれる利息費用は、支払利子に含まれない点に留意すること。

【計算過程】（単位：円）

（受取利息及び配当金等について）

1. 受取配当等の額

（1）完全子法人株式等

1,500,000

（2）関係法人株式等

2,000,000

（3）その他の株式等

$$1,000,000 + 4,000,000 \times \frac{1}{4} = 2,000,000$$

2. 控除負債利子

（1）支払利子

$$19,600,000 + 735,000 = 20,335,000$$

（2）控除負債利子

① 関係法人株式等

$$20,335,000 \times 0.009 = 183,015$$

② その他の株式等

$$20,335,000 \times 0.018 = 366,030$$

3. 受取配当等の益金不算入額

（1）完全子法人株式等

1,500,000（減算）

（2）関係法人株式等

$$2,000,000 - 183,015 = 1,816,985 \text{（減算）}$$

（3）その他の株式等

$$(2,000,000 - 366,030) \times 50\% = 816,985 \text{（減算）}$$

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

2. 減価償却について

- (1) 自動車 a の調整前償却額が償却保証額に満たないことから，改定取得価額に改定償却率を乗じて計算する。
- (2) 通信設備 b については，税務上取得価額に算入すべき事業供用費用を会計上費用処理しているため，次の調整を行い，償却計算を行う。なお，取得日と事業供用日が一致していないため，事業供用日から償却を開始する点に留意すること。

① 事業供用費用を取得価額に加える

② その後，直ちに全額償却したと考えるため，会社計上償却費に含める

- (3) テーブル c は，1 卓当たりの単価が10万円未満であり，取得価額相当額を損金経理しているため，一時に損金算入することが認められる。なお，取得価額が10万円未満であるか否かの判定は，通常取引される1単位ごとに判定されるため，椅子 d の取得価額相当額を一時に損金算入することとは認められない。
- (4) パソコン e は取得価額が10万円以上20万円未満であるため，通常の減価償却計算に代えて，一括償却資産としてまとめて3年間で損金算入する方法が認められている。

【計算過程】 (単位：円)

(減価償却について)

1. 自動車 a

(1) 調整前償却額

$$(125,000 + 106,050) \times 0.417 = 96,347$$

(2) 償却保証額

$$2,000,000 \times 0.05776 = 115,520$$

(3) (1) < (2) ∴ 改定償却率0.500

(4) 減価償却超過額認容

$$62,500 - (125,000 + 106,050) \times 0.500 = \triangle 53,025$$

$$53,025 < 106,050 \quad \therefore 53,025 \text{ (減算)}$$

2. 通信設備 b

$$(1,350,000 + 300,000) - (4,500,000 + 300,000) \times 0.333 \times \frac{9}{12} = 451,200 \text{ (加算)}$$

3. テーブル c

$$80,000 < 100,000 \quad \therefore \text{是 認}$$

4. 椅子 d

$$240,000 - 240,000 \times 0.250 \times \frac{6}{12} = 210,000 \text{ (加算)}$$

5. パソコン e

(1) 選 択

$$150,000 \times 0.500 \times \frac{6}{12} \times 10 \text{台} = 375,000 < 1,500,000 \times \frac{12}{36} = 500,000$$

∴ 一括償却

(2) 一括償却資産損金算入限度超過額

$$1,500,000 - 500,000 = 1,000,000 \text{ (加算)}$$

この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

3. 繰延資産について

税法独自の繰延資産については、支出の効果の及ぶ期間に応じて、次の算式により計算した償却限度額まで償却することを認めている。

$$\text{償却限度額} = \text{その繰延資産の額} \times \frac{\text{当期の月数 (※)}}{\text{支出の効果の及ぶ期間の月数}}$$

(※) 支出事業年度は、支出日から期末までの月数

(注) 端数処理

月数に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。

【計算過程】 (単位：円)

$$\begin{aligned} & \text{(繰延資産について)} \\ & 720,000 - 720,000 \times \frac{8 \text{ヶ月}}{72 \text{ヶ月}} = 640,000 \text{ (加算)} \end{aligned}$$

4. 交際費について

(1) 支出交際費等

- ① 接待飲食費とは、社外の者との飲食費のうち1人当たり5,000円超のものをいう。なお、飲食等のために支払う会場費は、接待飲食費に該当する。ただし、単なる飲食物の詰め合わせを贈答する行為は、いわゆる中元・歳暮と変わらないことから、その贈答のために要する費用は接待飲食費に該当しない。
- ② 当社の名前が記載されている平成27年分のカレンダーで、顧客等に交付されたものの製作費は広告宣伝費として支出交際費等に該当しない。また、社内の会議において供された弁当代は、会議費として支出交際費等に該当しない。
- ③ 法人が会員となるゴルフクラブの入会金は原則として資産計上される。また、ゴルフクラブの年会費は、その入会金が資産計上される場合、支出交際費等に該当する。

(2) 控除対象外消費税額等

交際費等に係る控除対象外消費税の額は支出交際費等の額に含める。なお、接待飲食費に係る金額は接待飲食費の額に含まれるため、50%を損金の額に算入することができる。

【計算過程】（単位：円）

（交際費等について）

1. 支出交際費等の額

（1）接待飲食費

$$16,000,000 + 3,000,000 = 19,000,000$$

（2）接待飲食費以外

$$4,000,000 + 100,000 = 4,100,000$$

（3）控除対象外消費税額等

$$50,000$$

2. 交際費等の損金不算入額

（1）接待飲食費

$$19,000,000 - 19,000,000 \times 50\% = 9,500,000 \text{（加算）}$$

（2）接待飲食費以外

$$4,100,000 \text{（加算）}$$

（3）控除対象外消費税額等

$$50,000 - 20,000 \times 50\% = 40,000 \text{（加算）}$$

5. 租税公課等について

- （1）事業税は申告した事業年度の損金となるため，前期分の事業税は別表4で減算する。また，納税充当金の余剰額を取り崩して収益計上した場合には，二重課税を排除するために別表4で減算する。
- （2）当期に費用計上した納税充当金の繰入額は費用の見積計上であり債務未確定であるため，損金の額に算入されない。
- （3）法人税等調整額について，当期純利益の計算上加算されているため，別表4において減算する。
- （4）所得税額控除の計算は元本の種類ごとに行う。元本は，①公社債，②株式出資，③受益証券及び④その他の4種類に区分する。株式出資のうち，按分計算が必要となるのはA株式の中間配当のみであり，元本が増加してから計算期間の末日までの期間が2ヶ月であるため，明らかに簡便法が有利となる。なお，復興特別所得税額は，所得税額とみなして，法人税の額から控除する。

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

(5) 控除対象外消費税額等の法人税法上の取り扱いは次のとおりである。本問では，課税売上割合が90%であるため，資産に係るものであっても損金算入が認められる。

① 控除対象外消費税額等が資産に係るものである場合

- | | | |
|----|--------------------------------|-----------------------|
| i | 課税売上割合 $\geq$ 80% | 損金算入 |
| ii | 課税売上割合 $<$ 80% | |
| a | 棚卸資産に係るもの | 損金算入 |
| b | 一の資産に係る控除対象外消費税額等が20万円未満 | 損金算入 |
| c | 上記以外のもの（繰延消費税額等） | 損金算入限度額に達するまでの金額を損金算入 |

② 控除対象外消費税額等が役務（＝経費）に係るものである場合

- | | | |
|----|----------------------|-----------------------------------|
| i | 交際費等以外の経費に係るもの | 損金算入 |
| ii | 交際費等に係るもの | 交際費等に係るものについては支出交際費等の額に含めなければならない |

【計算過程】 (単位：円)

(租税公課等について)

1. 前期未払法人税等取崩額

(1) 事業税等の前期確定税額の納付 47,200,000

(2) 前期未払法人税等取崩し 200,000

(3) (1) + (2) = 納税充当金支出事業税等 47,400,000 (減算)

2. 中間申告法人税等

(1) 損金経理法人税 123,750,000 (加算)

(2) 損金経理住民税 27,000,000 (加算)

(3) (1) + (2) = 150,750,000 (加算)

3. 当期末払法人税等増加額

損金経理納税充当金 237,000,000 (加算)

4. 法人税等調整額

8,000,000 (減算)

5. 法人税額控除所得税額

(1) 株式出資 (簡便法有利)

① A株式

$$153,150 \times \frac{1}{2} (0.5) = 76,575$$

② B株式

408,400

③ C株式

306,300

④ ① + ② + ③ = 791,275

(2) 受益証券

① D証券投資信託

612,600

② E公社債投資信託

$$101,575 - 25,000 = 76,575$$

③ ① + ② = 689,175

(3) その他 (銀行預金)

$$406,300 - 100,000 = 306,300$$

(4) 合 計

$$(1) + (2) + (3) = 1,786,750 \text{ (加算)}$$

【計算過程・続き】（単位：円）

6. 特別徴収道府県民税利子割

125,000（加算）

7. 利子税・延滞金

是 認

8. 控除対象外消費税額等

課税売上割合90% $\geq$ 80% $\therefore$ 是 認

6. 退職給付引当金について

法人税法上，退職給付引当金の計上は認められず，退職一時金については一時金支払時に，確定企業年金については掛金拠出時に損金の額に算入される。

【計算過程】（単位：円）

（退職給付引当金について）

1. 退職給付引当金の繰入

44,000,000（加算）

2. 退職給付引当金の取り崩し

15,000,000 + 16,000,000 = 31,000,000（減算）

7. 法人税額の計算

(1) 期末資本金が1億円超であるため、税率は25.5%を用いる。

(2) 雇用者給与等増加特別控除額

① 要件

国内雇用者に対して給与等を支給し、平成27年3月期においては、次の要件をいずれも満たす必要がある。なお、基準年度は平成25年3月期である。

- | | |
|-----|---|
| i | $\frac{\text{雇用者給与等支給増加額}}{\text{基準年度の雇用者給与等支給額}} \geq 2\%$ |
| ii | 当期の雇用者給与等支給額 $\geq$ 前期の雇用者給与等支給額 |
| iii | 当期の平均給与等支給額 $>$ 前期の平均給与等支給額 |

(注) 雇用者給与等支給増加額

当期の雇用者給与等支給額－基準年度の雇用者給与等支給額

② 特別控除額

- | | |
|-----|---|
| i | 税額控除限度額
雇用者給与等支給増加額 $\times$ 10% |
| ii | 税額基準額
法人税額 $\times$ 10% (中小企業者等は20%) |
| iii | 特別控除額
i と ii のうち少ない方 |

【計算過程】 (単位：円)

(法人税額の計算)

1. 法人税額

$$1,100,000,000 \times 25.5\% = 280,500,000$$

2. 雇用者給与等増加特別控除額

(1) 判定

$$\textcircled{1} \quad 1,230,000,000 - 1,200,000,000 = \text{雇用者給与等支給増加額} 30,000,000$$

$$\frac{30,000,000}{\text{基準年度の雇用者給与等支給額 } 1,200,000,000} = 0.025 \geq 2\%$$

$$\textcircled{2} \quad \text{当期雇用者給与等支給額} 1,230,000,000 \geq \text{前期雇用者給与等支給額} 1,212,000,000$$

$$\textcircled{3} \quad \text{当期平均給与等支給額} 310,000 > \text{前期平均給与等支給額} 306,000$$

要件をすべて満たすため、特別控除を行う。

(2) 税額控除限度額

$$\text{雇用者給与等支給増加額 } 30,000,000 \times 10\% = 3,000,000$$

(3) 税額基準額

$$280,500,000 \times 10\% = 28,050,000$$

(4) 特別控除額

$$(2) < (3) \quad \therefore 3,000,000$$

3. 所得税額控除額及び復興特別所得税額控除額

$$1,786,750$$

4. 中間申告法人税額

$$123,750,000$$

5. 納付すべき法人税額

(1) 差引所得に対する法人税額

$$1. - 2. - 3. = 275,713,250 \rightarrow 275,713,200 \text{ (百円未満切り捨て)}$$

(2) 納付すべき法人税額

$$275,713,200 - 123,750,000 = 151,963,200$$

問2

1. 資産除去債務について

資産除去債務は将来の見積りに基づくものであり、支出の時期及び金額が確定したものではないため、税務上認められない。そのため、有形固定資産の取得価額に加算される除去費用についての減価償却費は「減価償却超過額」として加算される。また、利息費用は同様に「利息費用否認」として加算される。

【計算過程】（単位：円）

（資産除去債務について）

1. 減価償却費

$$220,000 - 2,000,000 \times 0.100 = 20,000 \text{ (加算)}$$

2. 支払利息

$$4,000 \text{ (加算)}$$

2. 外貨建取引等について

(1) 外貨建債券及び債務の換算方法は次のとおりである。

外 貨 建 資 産 等 の 区 分		換 算 方 法	
		発生時換算法	期末時換算法
外貨建債権及び債務	短期外貨建債権及び債務 (買掛金)	○	法
	上記以外のもの (長期貸付金)	法	○

(注1) 短期外貨建債権及び債務・短期外貨預金

決済期限又は満期日が翌期中に到来するものをいう。

(注2) 法定換算方法

換算方法を選定しなかった場合には、上記表中の 法 の方法により換算する。

(2) 棚卸資産を購入により取得した場合、関税は取得価額に含める。

【計算過程】 (単位：円)

(外貨建取引等について)

1. 商品に係る期末評価

商品の会計上の簿価と税務上の簿価は一致しているため、**処理なし**

2. 買掛金に係る為替差損益

買掛金の会計上の簿価と税務上の簿価は一致しているため、**処理なし**

3. 長期貸付金に係る為替差損益

長期貸付金計上もれ 500,000 (加算)

問題 2 (単位：円)

問 1

1. 給与所得の金額の計算

- (1) 収入金額：13,000,000 + (200,000 - 150,000) × 12ヶ月 = 13,600,000
- (2) 給与所得控除額：2,200,000 + (13,600,000 - 10,000,000) × 5% = 2,380,000
- (3) 給与所得の金額：(1) - (2) = **11,220,000**

2. 一時所得の金額の計算

- (1) 収入金額：3,000,000
- (2) 支出した金額：2,000,000 - 200,000 = 1,800,000
- (3) 特別控除額：3,000,000 - 1,800,000 = 1,200,000 ≥ 500,000 ∴ 500,000
- (4) 一時所得の金額：(1) - (2) - (3) = **700,000**

3. 雑所得の金額の計算

- (1) 総収入金額：400,000 + 150,000 = 550,000
- (2) 必要経費：0
- (3) 雑所得の金額：(1) - (2) = **550,000**

4. 分離長期譲渡所得の金額の計算

$$40,000,000(*) - 32,000,000 = \mathbf{8,000,000}$$

$$(*) 65,000,000 \times \frac{1}{2} = 32,500,000 \leq 40,000,000$$

∴ 法人に対する低額譲渡に該当しない → 収入金額は40,000,000

5. 留意点

- (1) 法人税法上、損金不算入となる役員給与であっても、所得税法上は給与所得に含める。
- (2) 社宅の通常の賃貸料相当額と丙が支払った家賃との差額は、継続的に供与される経済的な利益のうち、その供与される利益の額が毎月おおむね一定であるものとして給与所得に含める。
- (3) 生命保険契約の満期保険金を受ける前の剰余金の分配は、支払保険料の金額から控除する。
- (4) 丙がK社に対して譲渡した土地は、譲渡代金の時価の2分の1未満ではないため、法人に対する低額譲渡には該当せず、実際の譲渡代金を収入金額として譲渡益を計算する。なお、K社は同族会社ではないため、同族会社等の行為又は計算の否認の規定の適用はない。
- (5) 丙のK社に対する貸付金の利息及び知人に頼まれて行った講演の謝礼は雑所得に該当する。

問2

1. 所得金額の計算

(1) 総所得金額： $11,980,000 - 650,000 = 11,330,000$

※ 雑所得の金額に係る損失は損益通算の対象とならない。

(2) 株式等に係る譲渡所得等の金額： $800,000 - 1,200,000 = \Delta 400,000$

※ 本問では配当所得につき、総合課税又は申告分離課税を選択できるが、納税者の当期の納税額が最も少なくなるよう計算する指示があるため、申告分離課税を選択する。

(3) 課税標準の合計額： $11,330,000$

※ 控除しきれなかった株式等に係る譲渡所得等の損失は、当期の他の所得と損益通算できない。なお、翌年以降3年間にわたり、確定申告により株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除することができる。

2. 所得控除額の計算

(1) 医療費控除： $400,000 - 40,000 - 100,000 (*) = 260,000$

$(*) 11,330,000 \times 5\% = 566,500 > 100,000 \quad \therefore 100,000$

(2) 配偶者控除又は配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額は $1,500,000 - 650,000 = 850,000$ となり、760,000円以上であるため、配偶者控除及び配偶者特別控除のいずれにも該当しない → 控除額 0

(3) 扶養控除

① 長女(16歳)：一般の控除対象扶養親族に該当する → 控除額 380,000

② 母親(64歳)：別居だが丁からの仕送りにより生計を維持しているため、同一生計親族に該当する。母親の合計所得金額が $840,000 - 700,000 = 140,000$ となり、380,000円以下であるため、扶養親族に該当する → 控除額 380,000

③ 合計： $380,000 + 380,000 = 760,000$

(4) 基礎控除その他の所得控除： $805,000$

(5) 所得控除合計： $(1) + (2) + (3) + (4) = 1,825,000$

3. 課税所得税金額

$11,330,000 - 1,825,000 = 9,505,000$ (千円未満切り捨て)

4. 課税総所得金額に対する所得税額

$1,950,000 \times 5\% + (3,300,000 - 1,950,000) \times 10\% + (6,950,000 - 3,300,000) \times 20\% \\ + (9,000,000 - 6,950,000) \times 23\% + (9,505,000 - 9,000,000) \times 33\% = 1,600,650$

5. 配当控除

申告分離課税を選択した場合は配当控除を受けることはできない → 控除額 0

6. 復興特別所得税額

$1,600,650 \times 2.1\% = 33,613$ (円未満切り捨て)

問題 3

問 1

1. 販売費及び一般管理費

- (1) 役員報酬について，役員に対する棚卸資産以外の課税資産の贈与は，みなし譲渡に該当するため，その資産の時価相当額が課税売上げに計上される。
- (2) 旅費交通費について，課税仕入れの区分は以下のようになる。

	課税仕入れの区分
商品販売のための費用	課税資産の譲渡等のみに要する課税仕入れ
管 理 部 門 の 費 用	課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ

なお，管理部門の費用のうちの通勤手当は，所得税法の特例適用限度額にかかわらず，その全額が課税仕入れに該当する。

- (3) 支払運賃について，国内売上に係る運賃は，課税資産の譲渡等のみに要する課税仕入れに該当するが，保税地域における輸出しようとする貨物の荷役運賃は課税仕入れには該当しない。

2. 営業外損益

- (1) 売上割引について，売上げに係る対価の返還等として，その返還等をした日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から，その売上げに係る対価の返還等に係る消費税額の合計額を控除する。
- (2) 売掛債権等売却損について，売掛債権の売却は，非課税売上げに該当するが，資産の譲渡等の対価として取得したものの譲渡に係るものであるため，課税売上割合算定上の非課税売上げには含めない点に留意する。これに対し，貸付債権の売却価額については，非課税売上げに該当し，その売却価額の5%相当額を非課税売上げに含めて課税売上割合を算定する。

3. 特別損益

固定資産売却損について，固定資産の買換えにより，下取りと購入が同時に行われた場合は，下取価額を課税売上げ，購入価額を課税仕入れとして，両建てで処理を行う。

【計算過程】 (単位:円)

1. 課税資産(機械装置)の譲渡の対価の額(税抜き)

$$(2,000,000 - 1,892,000) \times \frac{100}{108} = 100,000$$

2. 納税義務の有無の判定

$$3,500,000,000 > 10,000,000 \quad \therefore \text{納税義務あり}$$

3. 課税標準額及び課税標準額に対する消費税額

- (1) 課税標準額(千円未満切り捨て)

$$(3,769,000,000 - 475,000,000 + 5,400,000 + 108,000) \times \frac{100}{108} = 3,055,100,000$$

- (2) 課税標準額に対する消費税額

$$3,055,100,000 \times 6.3\% = 192,471,300$$

4. 課税売上割合

- (1) 課税売上高

- ① 課税売上額(免税売上額除く)

$$3,055,100,000 - \{648,000 - (648,000 \times \frac{6.3}{108} \times \frac{80}{63})\} = 3,054,500,000$$

- ② 免税売上額

$$475,000,000$$

- ③ ①+②=3,529,500,000

- (2) 非課税売上額

$$1,666,000 + 49,125,000 \times 5\% = 4,122,250$$

- (3) 課税売上割合

$$\frac{(1)}{(1) + (2)} = \frac{3,529,500,000}{3,533,622,250} = 0.99883\cdots \geq 95\%$$

$$3,529,500,000 > 500,000,000 \quad \therefore \text{仕入税額は按分計算}$$

【計算過程・続き】 (単位：円)

5. 控除対象仕入税額

(1) 区分経理及び税額

① 課税資産の譲渡等のみ要するもの

i 課税仕入れの合計額 (税込み)

$$2,050,000,000 - 160,000,000 + 32,076,000 + 48,600,000 + 243,000,000 + 5,400,000 = 2,219,076,000$$

ii 課税仕入れに係る消費税額

$$2,219,076,000 \times \frac{6.3}{108} = 129,446,100$$

iii 課税貨物に係る消費税額

$$8,820,000$$

iv ii + iii = **138,266,100**

② その他の資産の譲渡等のみ要するもの

i 課税仕入れの合計額 (税込み)

$$216,000$$

ii 課税仕入れに係る消費税額

$$216,000 \times \frac{6.3}{108} = 12,600$$

③ 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの

i 課税仕入れの合計額 (税込み)

$$3,564,000 + 31,860,000 = 35,424,000$$

ii 課税仕入れに係る消費税額

$$35,424,000 \times \frac{6.3}{108} = 2,066,400$$

④ 課税仕入れ及び課税仕入れに係る消費税額 (合計)

i 課税仕入れの合計額 (税込み)

$$2,050,000,000 - 160,000,000 + 32,076,000 + 48,600,000 + 243,000,000 + 5,400,000 + 216,000 + 3,564,000 + 31,860,000 = 2,254,716,000$$

ii 課税仕入れに係る消費税額

$$2,254,716,000 \times \frac{6.3}{108} = 131,525,100$$

iii 課税貨物に係る消費税額

$$8,820,000$$

iv ii + iii = **140,345,100**

【計算過程・続き】 (単位：円)

(2) 控除対象仕入税額

① 個別対応方式

$$138,266,100 + 2,066,400 \times 90\% = 140,125,860$$

② 一括比例配分方式

$$140,345,100 \times 90\% = 126,310,590$$

③ 控除対象仕入税額

$$\textcircled{1} > \textcircled{2} \therefore 140,125,860$$

6. 返還等対価に係る税額

$$648,000 \times \frac{6.3}{108} = 37,800$$

7. 納付すべき消費税額

(1) 差引税額 (百円未満切り捨て)

$$192,471,300 - (140,125,860 + 37,800) = 52,307,640 \rightarrow 52,307,600$$

(2) 納付すべき消費税額

$$52,307,600$$

問2

1. 同一課税期間に5%適用取引と8%適用取引が混在しているため、それぞれ別々に差引税額を計算する。
2. 課税売上割合の計算は、5%適用取引と8%適用取引を合計して行う。

【計算過程】（単位：円）

1. 納税義務の有無の判定

$520,000,000 > 10,000,000 \therefore$ 納税義務あり

2. 課税標準額（千円未満切り捨て）及び課税標準額に対する消費税額

(1) 課税標準額

① 4%適用分

80,000,000

② 6.3%適用分

520,000,000

(2) 課税標準額に対する消費税額

① 4%適用分

$80,000,000 \times 4\% = 3,200,000$

② 6.3%適用分

$520,000,000 \times 6.3\% = 32,760,000$

3. 課税売上割合

(1) 課税売上高

① 課税売上額（免税売上額除く）

600,000,000

② 免税売上額

37,000,000

③ ①+②=637,000,000

(2) 非課税売上高

13,000,000

(3) 課税売上割合

$$\frac{(1)}{(1)+(2)} = \frac{637,000,000}{650,000,000} = 98\% \geq 95\%$$

$637,000,000 > 500,000,000 \therefore$ 仕入税額は按分計算

【計算過程・続き】 (単位：円)

4. 控除対象仕入税額

(1) 区分経理及び税額

① 課税仕入に係る消費税額 (4%適用分)

i 課税資産の譲渡等のみ要するもの

$$41,370,000 \times \frac{4}{105} = 1,576,000$$

ii 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの

$$525,000 \times \frac{4}{105} = 20,000$$

iii 課税仕入に係る消費税額 (合計)

$$42,000,000 \times \frac{4}{105} = 1,600,000$$

② 課税仕入に係る消費税額 (6.3%適用分)

i 課税資産の譲渡等のみ要するもの

$$397,440,000 \times \frac{6.3}{108} = 23,184,000$$

ii 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの

$$32,400,000 \times \frac{6.3}{108} = 1,890,000$$

iii 課税仕入に係る消費税額 (合計)

$$432,000,000 \times \frac{6.3}{108} = 25,200,000$$

【計算過程・続き】 (単位：円)

(2) 控除対象仕入税額

① 4%適用分

i 個別対応方式

$$1,576,000 + 20,000 \times 98\% = 1,595,600$$

ii 一括比例配分方式

$$1,600,000 \times 98\% = 1,568,000$$

② 6.3%適用分

i 個別対応方式

$$23,184,000 + 1,890,000 \times 98\% = 25,036,200$$

ii 一括比例配分方式

$$25,200,000 \times 98\% = 24,696,000$$

③ 合 計

i 個別対応方式

$$1,595,600 + 25,036,200 = 26,631,800$$

ii 一括比例配分方式

$$1,568,000 + 24,696,000 = 26,264,000$$

iii 控除対象仕入税額

$$i > ii \quad \therefore 26,631,800$$

5. 納付すべき消費税額

(1) 差引税額 (百円未満切り捨て)

① 4%適用分

$$3,200,000 - 1,595,600 = 1,604,400$$

② 6.3%適用分

$$32,760,000 - 25,036,200 = 7,723,800$$